

第 2 章

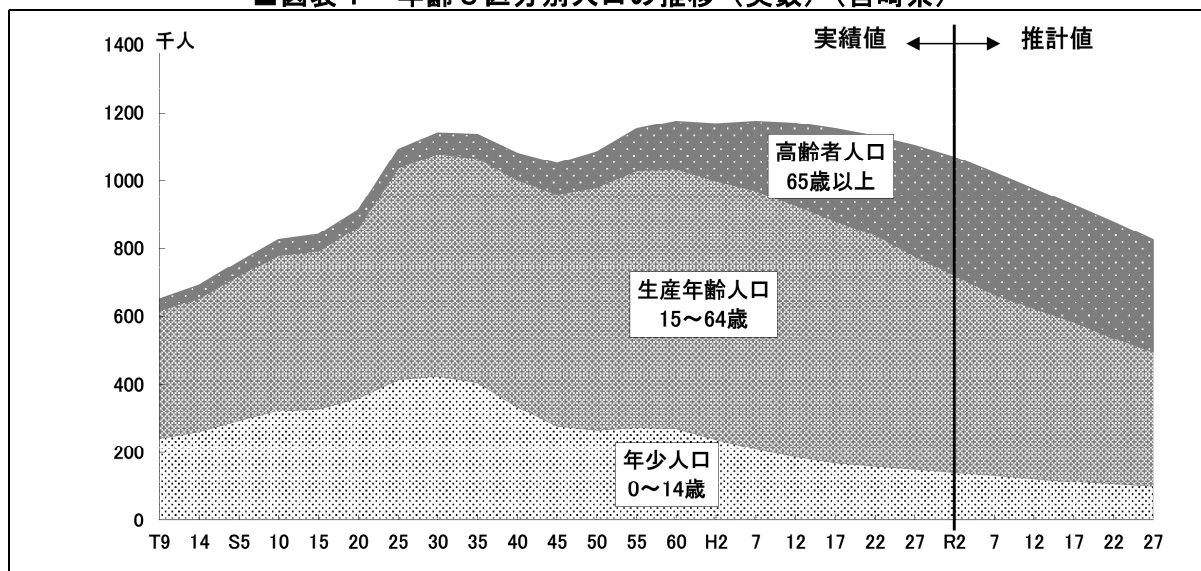
計画策定の背景

1 男女共同参画をめぐる社会の状況

(1) 人口減少、少子高齢化

- 本県の人口は、平成8年（117万7千人）をピークに、減少傾向にあります。
また、65歳以上人口は、昭和40年の7万7千人から令和2年には34万9千人と約4倍に増加しており、全国より早く高齢化が進んでいます。

■図表1 年齢3区分別人口の推移（実数）（宮崎県）



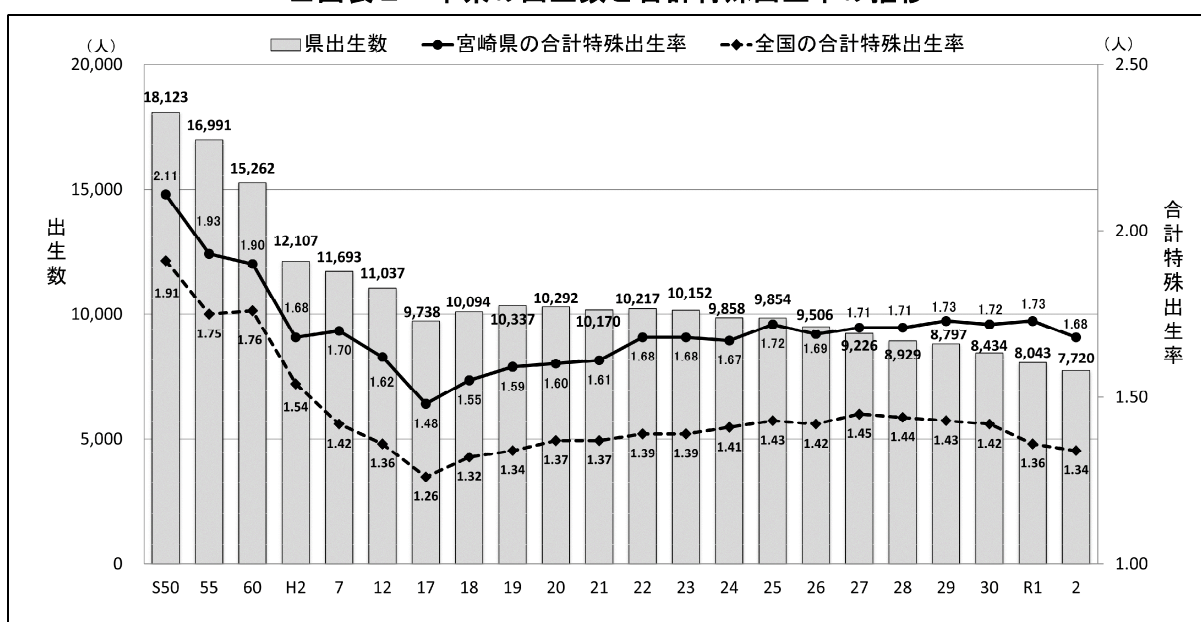
資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。ただし、昭和20年は「人口調査」。

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30.3推計）」。

- 出生数は、平成24年に1万人を割り込み、それ以降も減少傾向が続いています。

また、合計特殊出生率は、全国的に見て高い水準にあるものの、人口維持に必要とされる水準（2.07）には達していません。

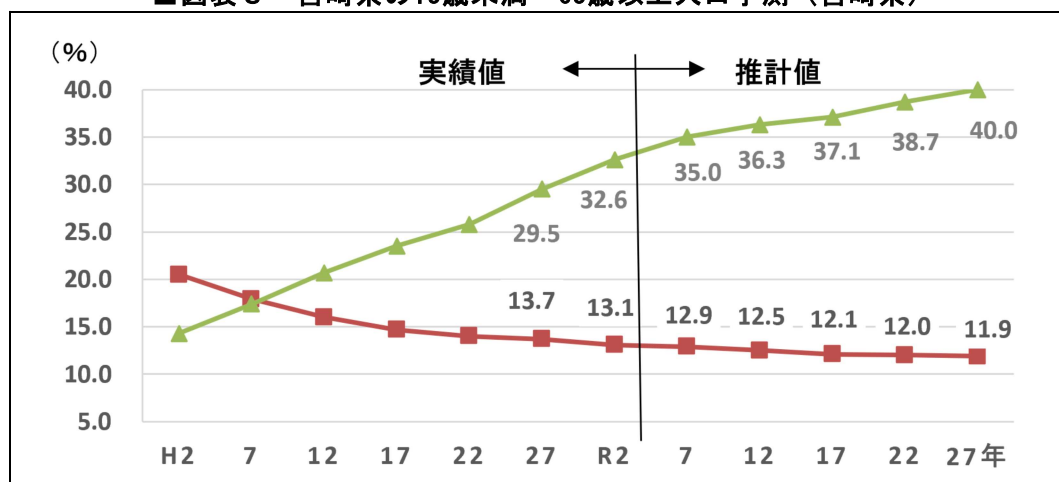
■図表2 本県の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 平成8年以降は、65歳以上人口の割合が15歳未満人口の割合を上回る状況となっており、少子高齢化の進行が顕著です。

■図表3 宮崎県の15歳未満・65歳以上人口予測（宮崎県）

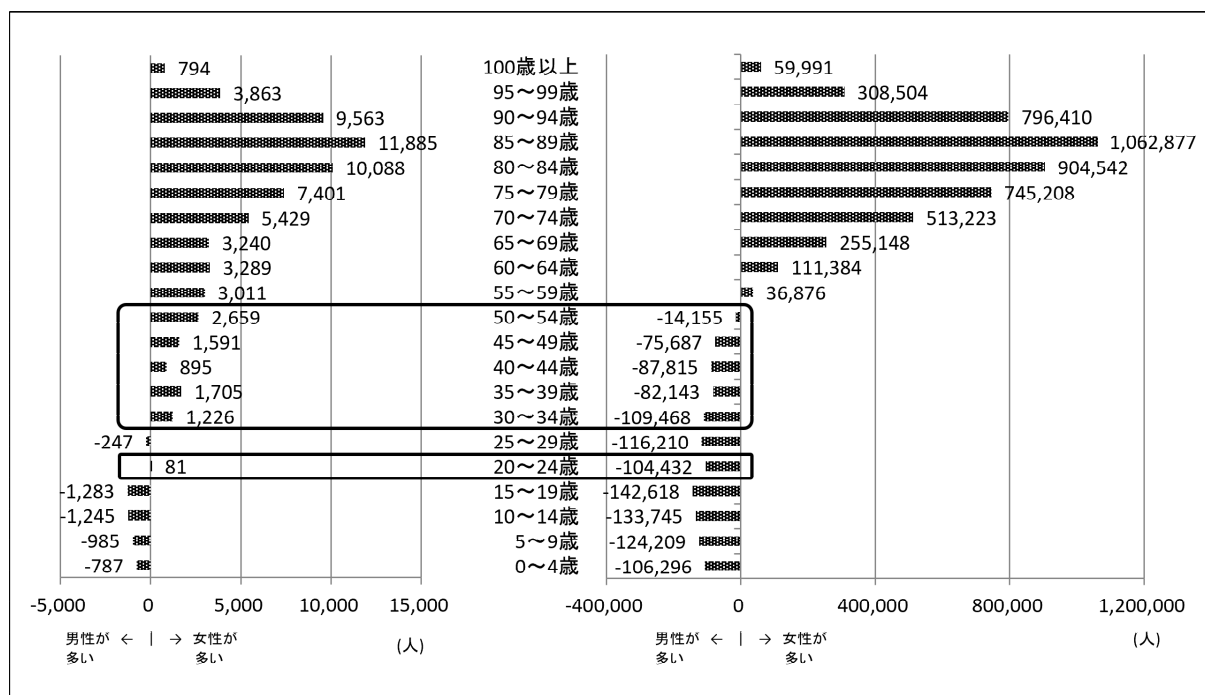


資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30.3推計）」。

- 男女の人口を比較すると、20～24歳及び30～54歳について、全国では男性の人口が女性の人口を上回っていますが、本県では女性が上回っています。
- また、本県の人口性比（女性100人に対する男性の数）は89.4であり、全国と比較して女性の割合が大変多くなっています。（全国94.7）

■図表4-1 宮崎県の人口(女性－男性)

■図表4-2 全国の人口(女性－男性)



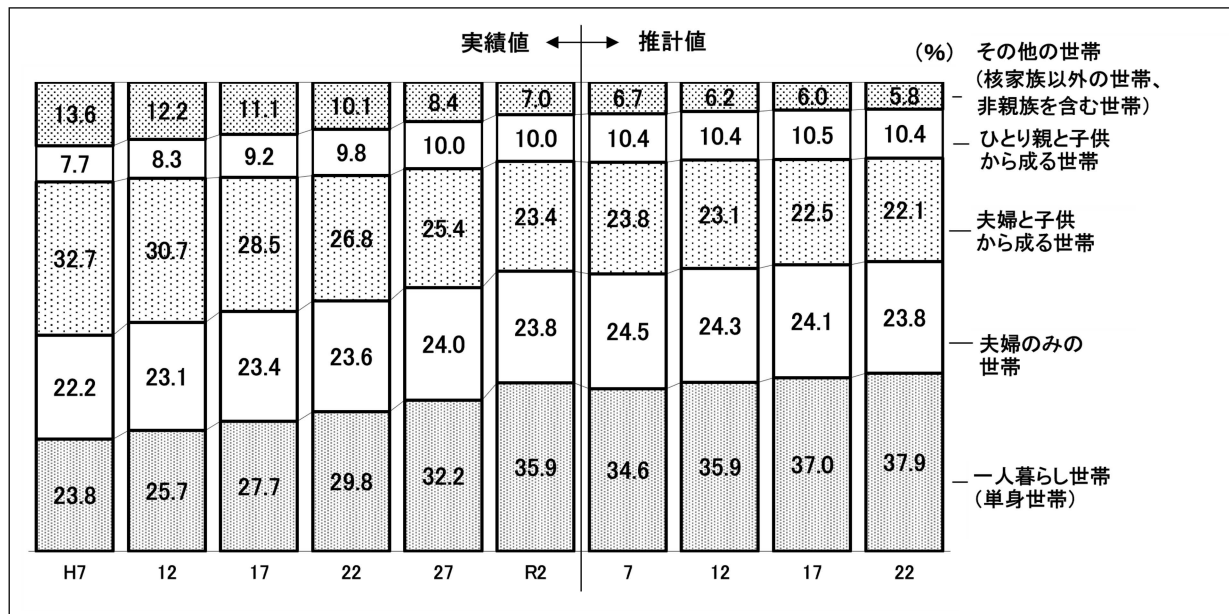
資料：総務省「令和2年国勢調査」

(2) 家族形態の変化

- 1世帯当たりの人員は減り続けており、単身世帯やひとり親世帯が増加するなど、家族形態が変化しています。

なお、ひとり親世帯の約9割が母子世帯です。

■図表5 家族類型別一般世帯割合の推移（宮崎県）



※ 各年10月1日現在の数値。平成17年以前の数値は、新分類区分による遡及集計結果による。

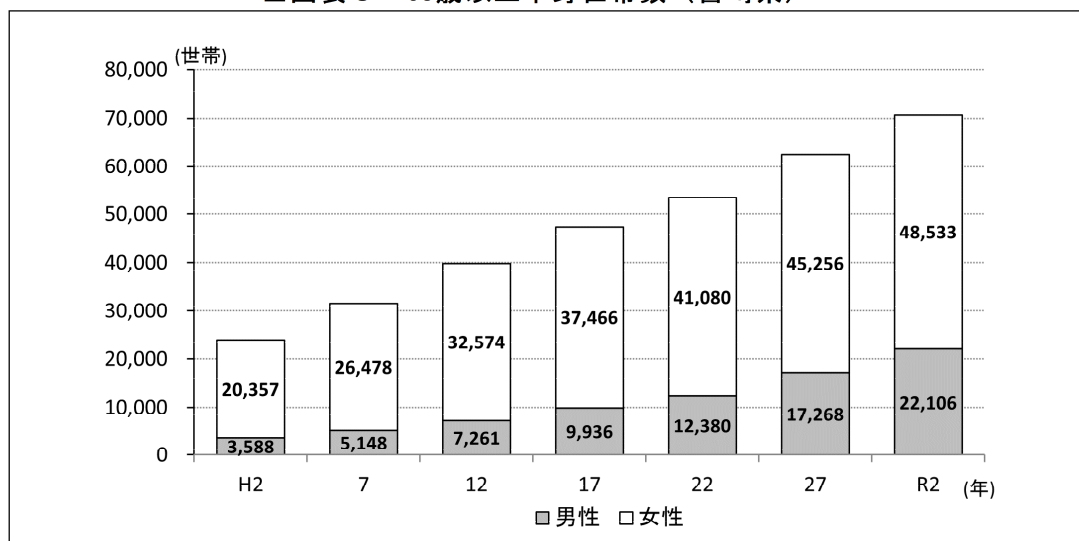
※ 家族類型の割合（「総数」を除く）については、分母に家族類型「不詳」を含まない数値で算出。

※ 平成22年、27年及び令和2年は、世帯の家族類型「不詳」を含む。

資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）。

- 65歳以上の単身世帯が増加しており、女性が約7割を占めています。

■図表6 65歳以上単身世帯数（宮崎県）

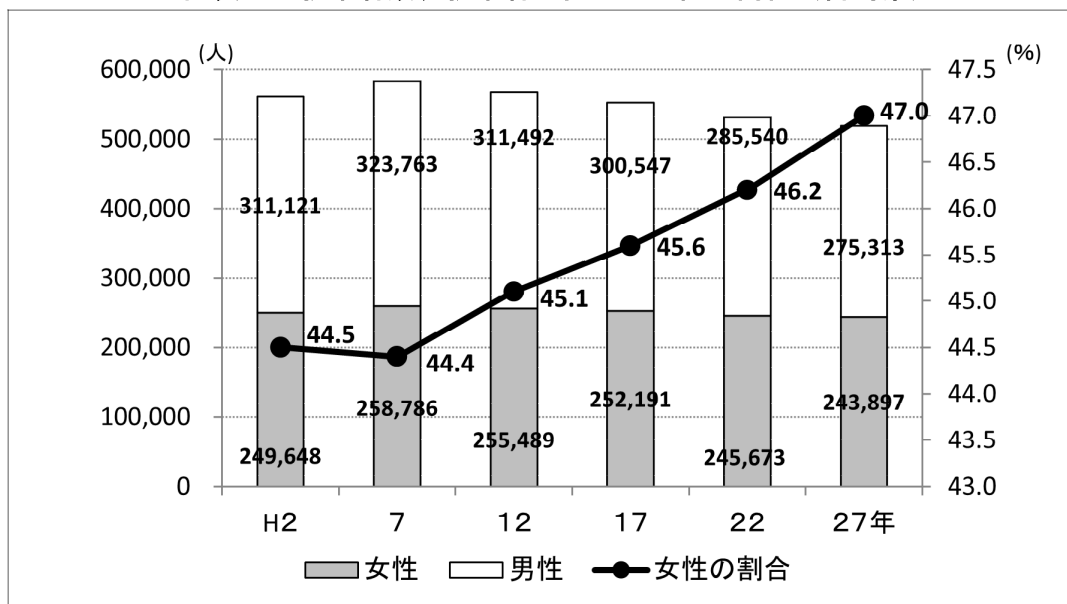


資料：総務省「国勢調査」

(3) 雇用・労働情勢

- 就業者に占める女性の割合は、増加傾向にあります。

■図表7 就業者数、就業者に占める女性の割合（宮崎県）

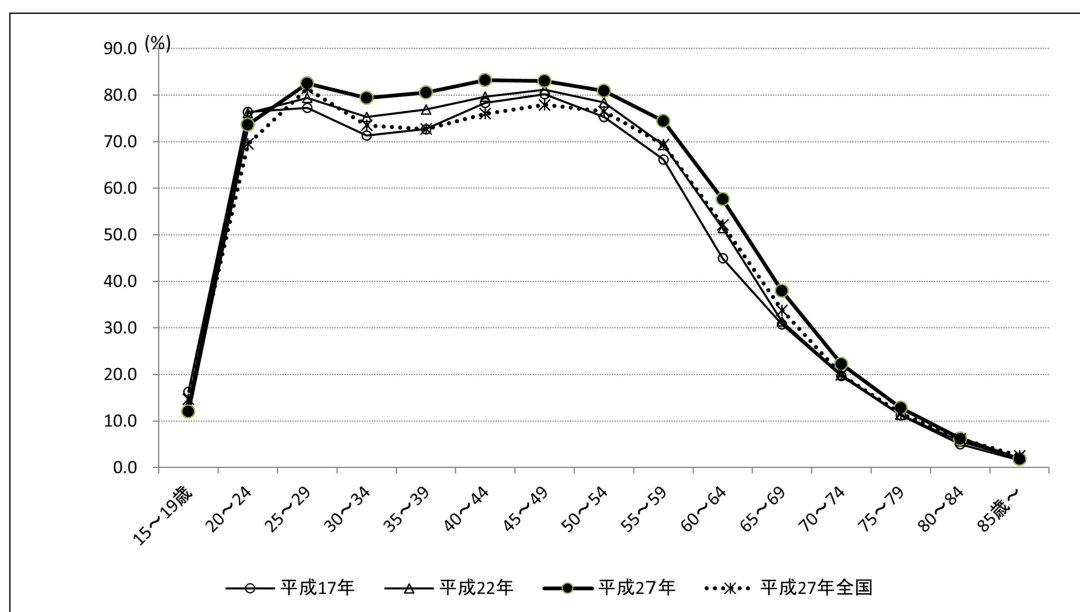


資料：総務省「国勢調査」

- 女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる30歳代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

M字カーブの底は、年々浅くなっており、また、全国と比較すると、本県はM字カーブの底が浅い傾向にあります。

■図表8 女性の年齢階級別労働力率（宮崎県）



資料：総務省「国勢調査」

- 全国的に、女性の給与水準は男性の約7割という状況が続いており、本県においても76.7%と、男女間の賃金格差が生じています。

■図表9 男女の賃金（所定内給与額）の比較

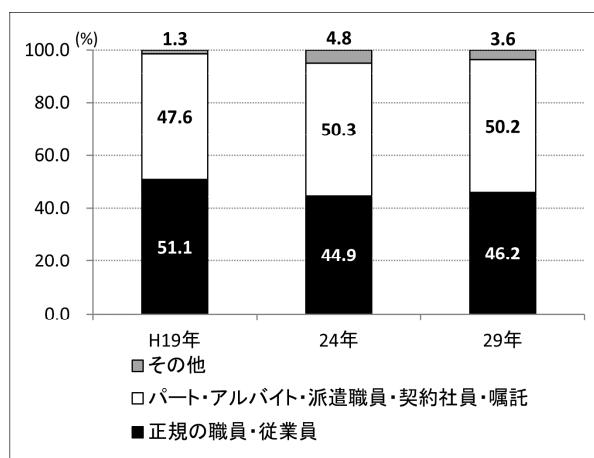
	宮崎県	全 国
女性（A）	2 1 0 . 4 千円	2 5 1 . 8 千円
男性（B）	2 7 4 . 3 千円	3 3 8 . 8 千円
比率（A）／（B）	7 6 . 7 %	7 4 . 3 %

資料：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」

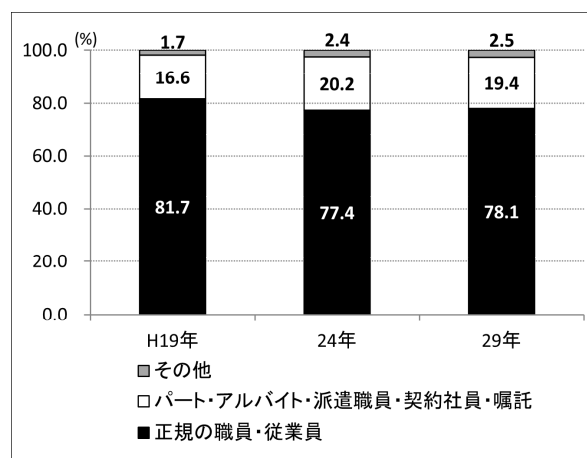
- パート、アルバイトなどの非正規労働者の割合は、男性は約2割ですが、女性は約5割で推移しており、男女間の格差が生じています。

■図表10 雇用者（会社などの役員を除く）の雇用形態（宮崎県）

【女性】



【男性】



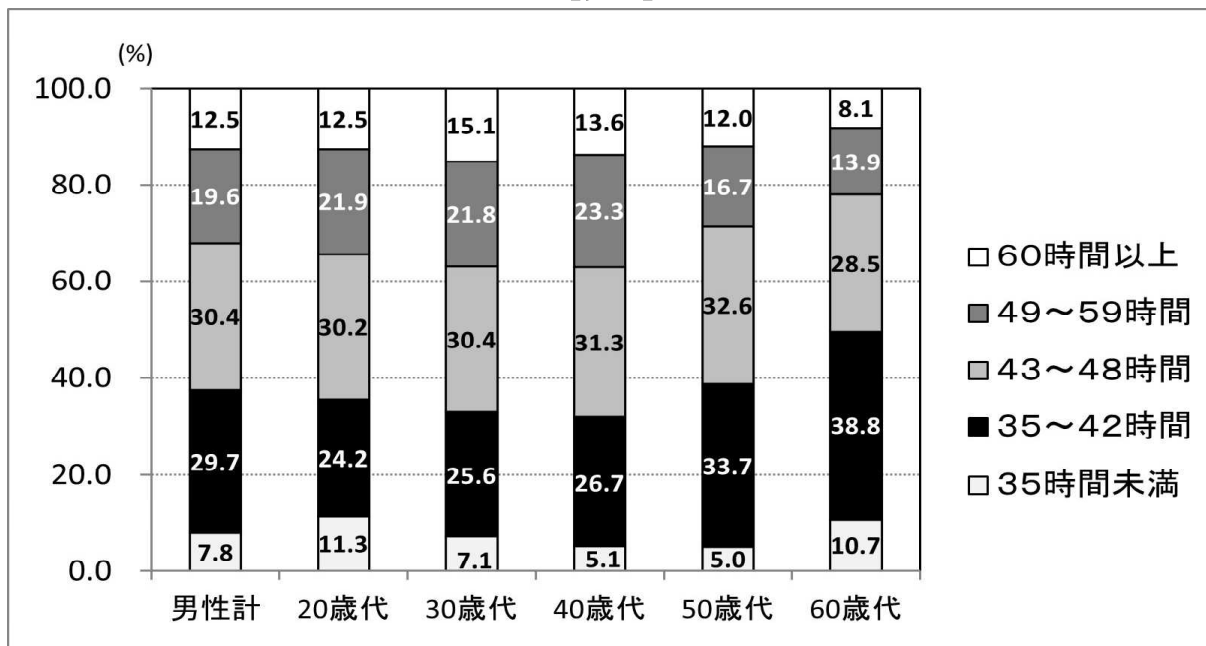
資料：総務省「就業構造基本調査」

○ 1週間の就業時間が60時間以上の人の割合は、男性では12.5%、女性では4.1%であり、男性の長時間労働が大変多くなっています。

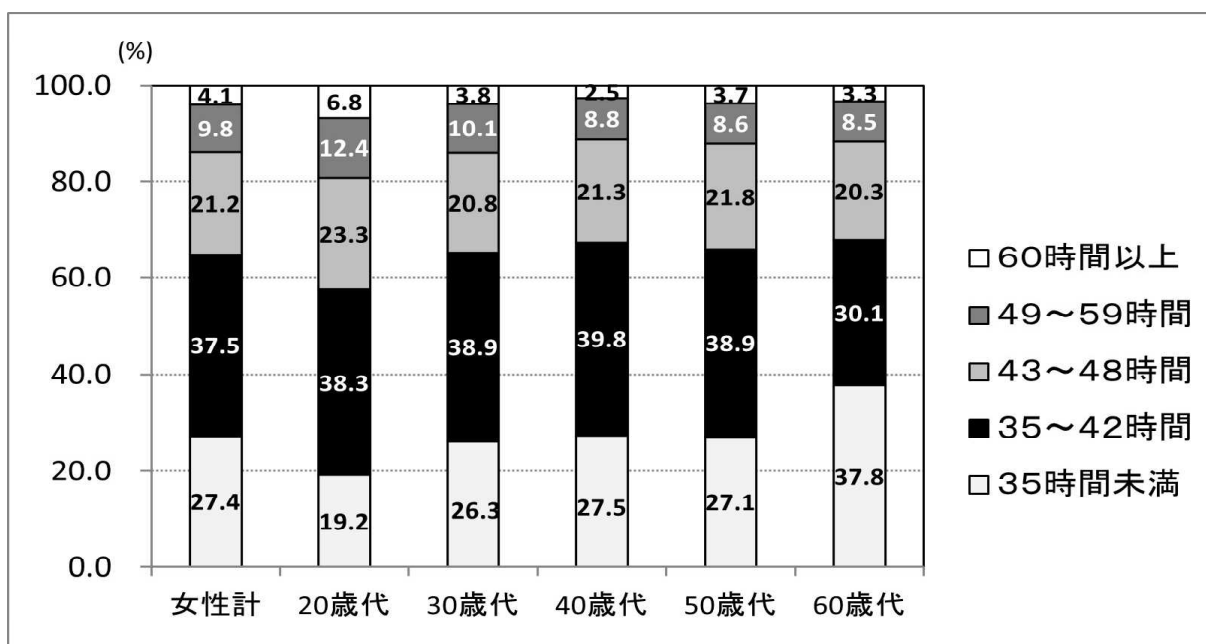
特に、男性の1週間の就業時間を年代別に見ると、30歳代、40歳代で週60時間以上働いている人が多いことが分かります。

■図表 1 1 年齢階級別 1 週間の就業時間（宮崎県）

【男性】



【女性】

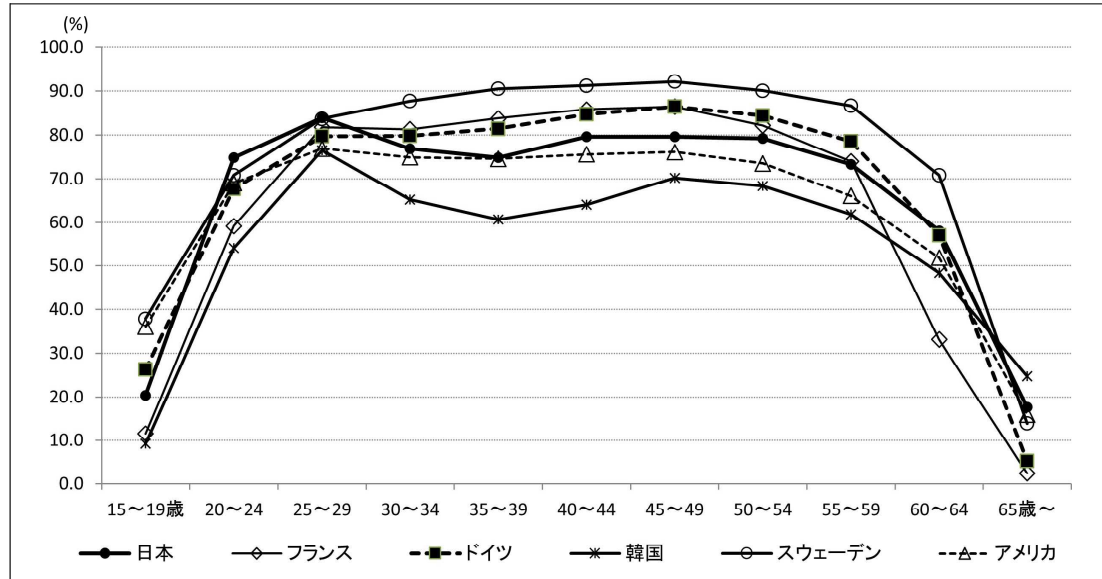


※ 年間就業日数 200 日以上の雇用者

資料：総務省「平成 29 年就業構造基本調査」

トピックス 主要国における女性の年齢階級別労働力率

諸外国の女性の年齢階級別労働力率を見ると、韓国では日本と同様にM字カーブを描いていますが、欧米諸国ではM字カーブは見られません。



※ 労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100

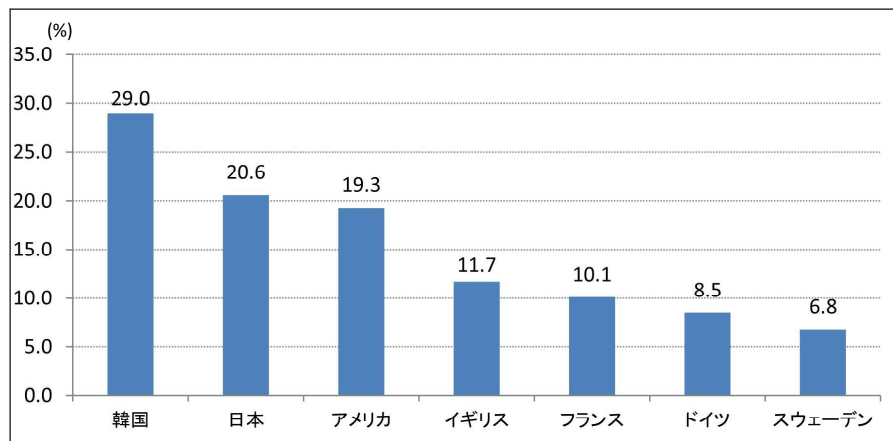
※ アメリカの15～19歳は、16～19歳の値。

資料 日本：総務省(2019.2)「労働力調査（基本集計・結果原表）」

その他：OECD database 2019年6月現在

トピックス 主要国における長時間（週49時間以上）労働者の割合

日本は、諸外国と比較して、長時間労働者の割合が高くなっています。



※ 2017年の各国の就業者1人当たりの週労働時間を示す。

資料 日本：総務省(2019.2)「労働力調査」

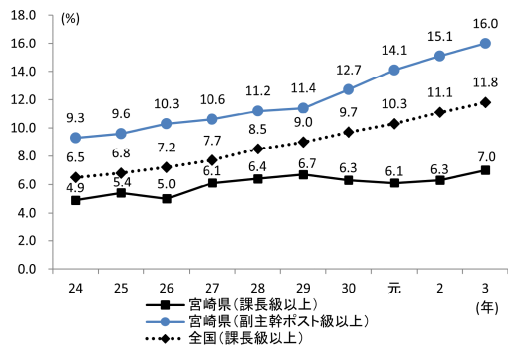
その他：ILO「ILOSTAT Database」2019年7月現在

2 女性の活躍に関する状況

(1) 政策・方針決定過程への参画状況

本県においては、県の審議会等委員に占める女性割合は、近年、45%を超えて推移する状況にありますが、その他の県職員の管理職、議会議員などについては、緩やかな上昇傾向にはあるものの、全国平均を下回って推移しており、女性の参画が十分に進んでいない状況にあります。

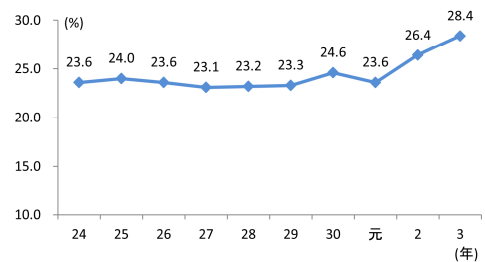
■図表12-1 県職員(知事部局)の管理職に占める女性割合



※1 各年4月1日現在。

※2 「課長級以上」には、知事部局のほか各種委員会等を含む。

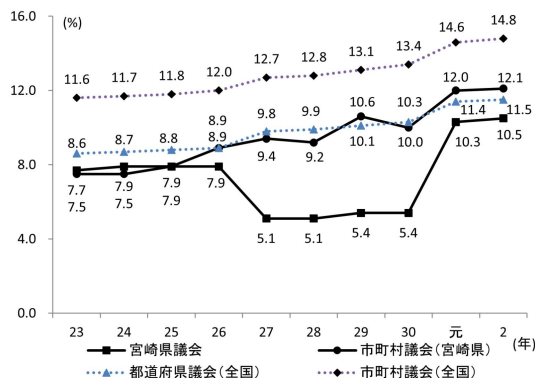
■図表12-2 教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性割合



※1 各年5月1日現在。

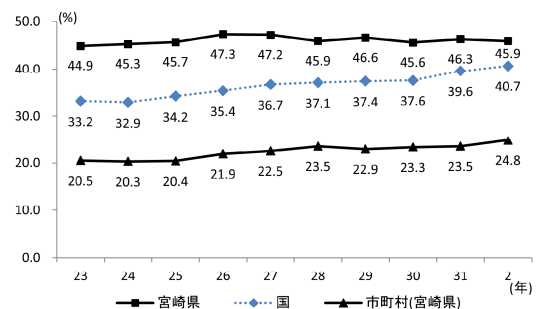
※2 主要なポスト職:教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事。

■図表12-3 議会議員に占める女性割合



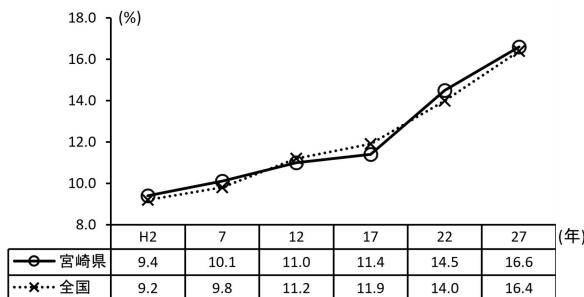
※ 各年12月末日現在。

■図表12-4 審議会等委員に占める女性割合



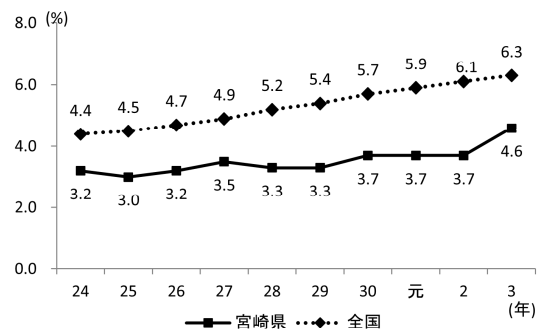
※ 国は各年9月30日現在。県は各年3月31日現在。市町村は各年4月1日現在。

■図表12-5 管理的職業従事者に占める女性割合



※ 各年10月1日現在。

■図表12-6 自治会長に占める女性割合



※ 各年4月1日現在。

資料：図表12-5は総務省「国勢調査」。それ以外は県生活・協働・男女参画課調べ。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

- 本県では、「夫婦ともに有業」の世帯は131,100世帯です。夫婦のいる世帯に占める割合は52.1%であり、全国平均を上回っています。

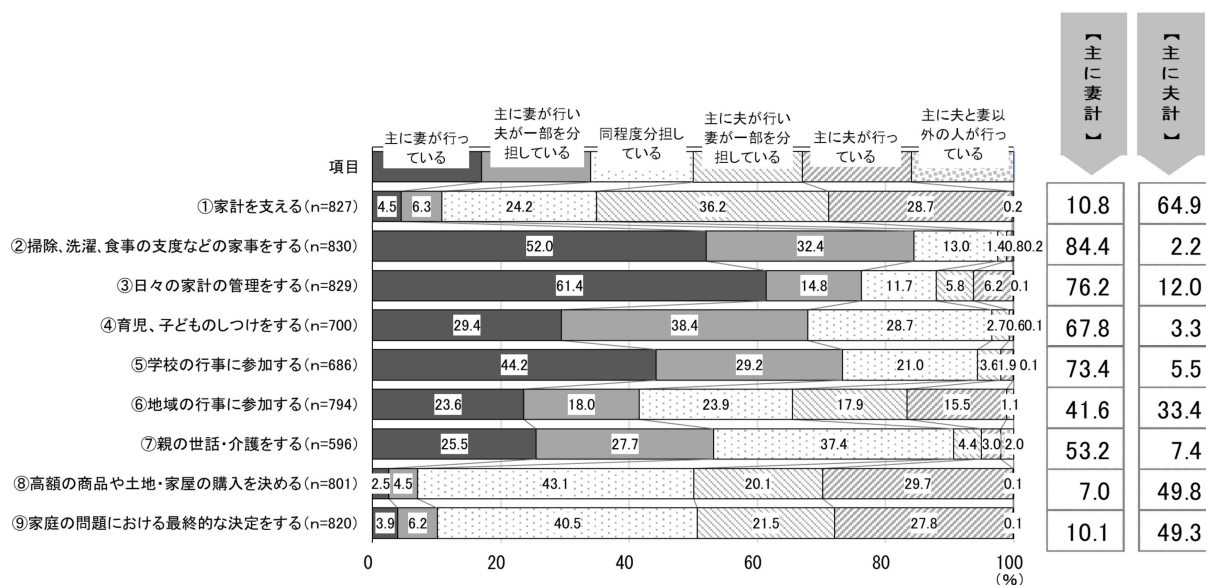
■図表 1 3 共働き世帯数（割合）

	宮崎県	全 国
共働き世帯数	131,100 世帯	13,488,400 世帯
夫婦のいる世帯に占める割合	52.1 %	48.8 %

資料：総務省「平成 29 年就業構造基本調査」

- 家庭生活において、「家事（掃除、洗濯、食事の支度など）」は、「主に妻が行っている」又は「主に妻が行い夫が一部分担している」と回答した人が 84.4%であり、大変高い割合を示しています。

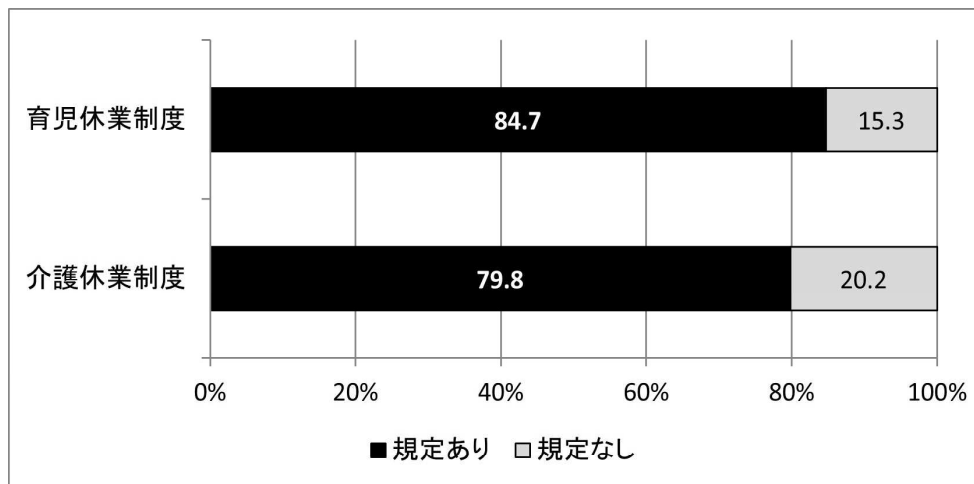
■図表 1 4 夫婦の役割分担状況（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和 2 年）

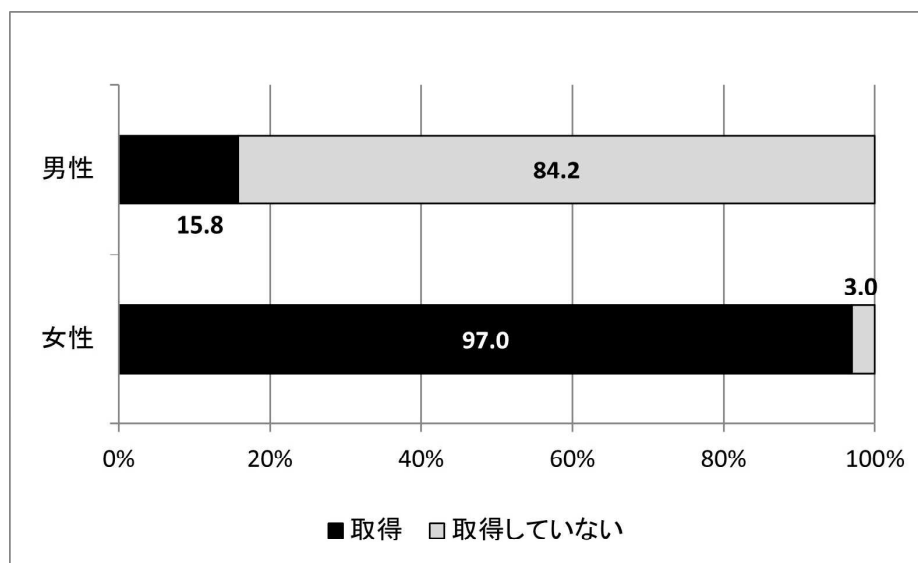
- 育児休業制度の規定がある事業所は84.7%、介護休業制度の規定がある事業所は79.8%であり、また、男性の育児休業取得率は15.8%にとどまっています。

■図表 1 5 県内事業所における育児・介護休業制度の規定の有無（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「令和2年度労働条件等実態調査」

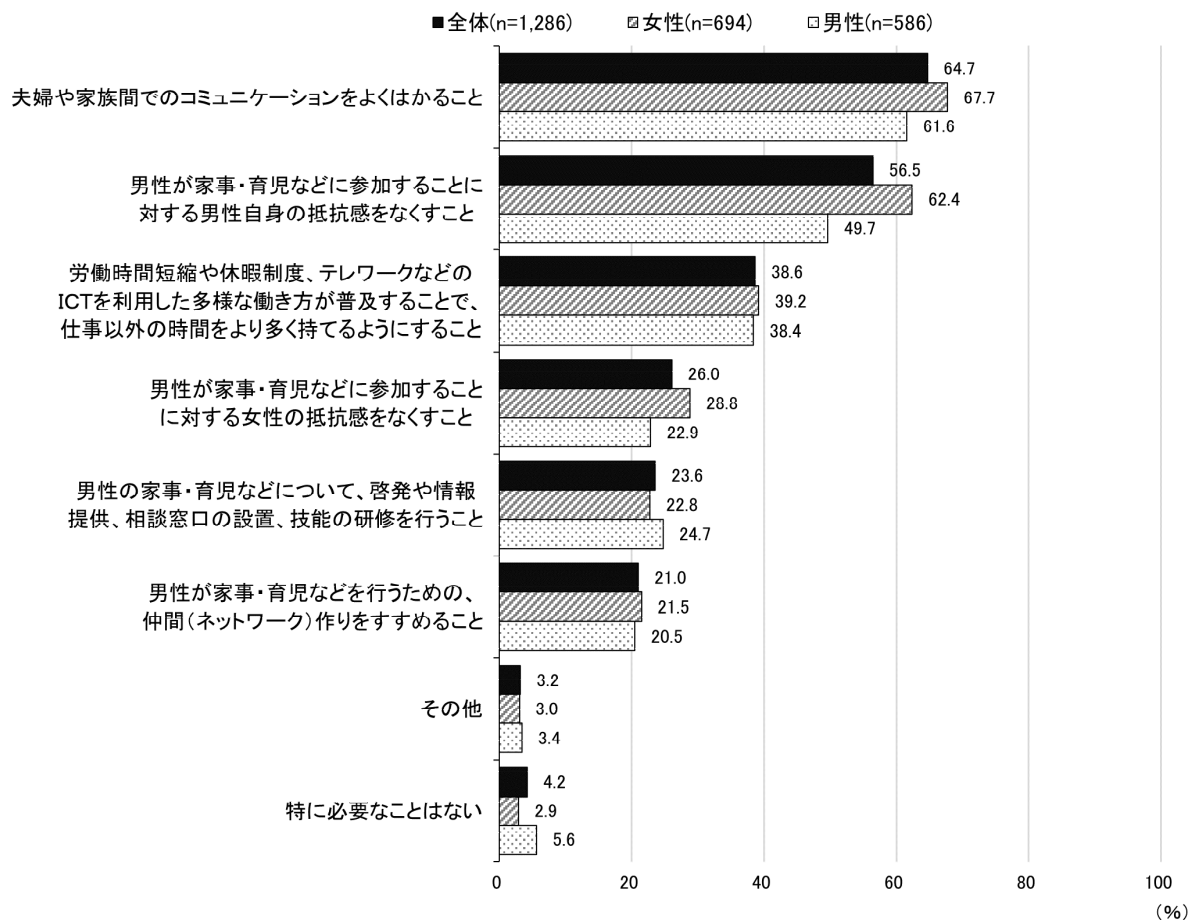
■図表 1 6 県内事業所における育児休業制度の利用状況（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「令和2年度労働条件等実態調査」

- 男性が家事、育児に参画するためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が必要と考える人の割合が最も高く、次いで「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」となっています。

■図表 1 7 男性が家事、育児に参画するために必要なこと（宮崎県）

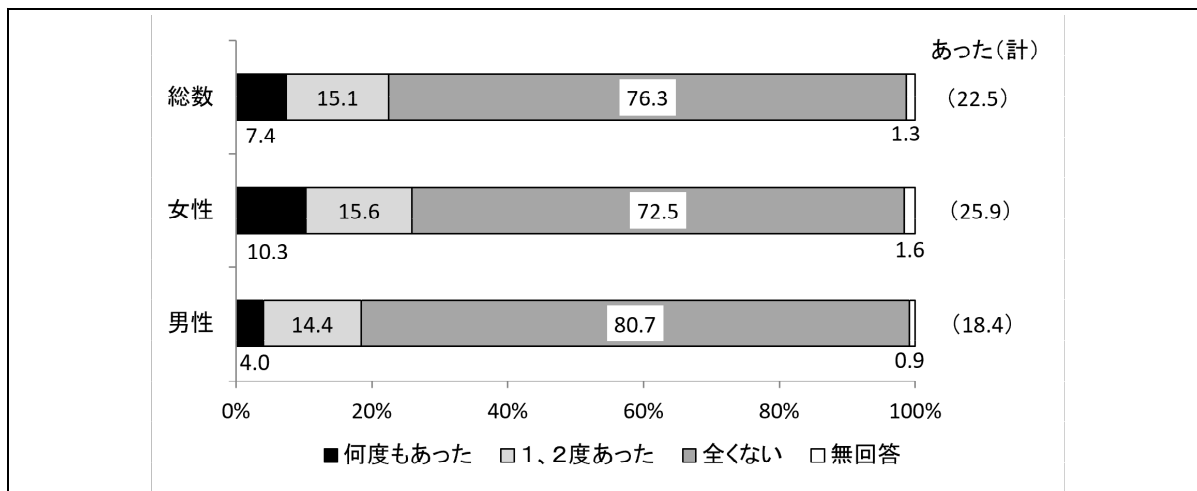


資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年）

(3) 女性に対する暴力

- 内閣府の調査によると、約4人に1人が配偶者から被害（身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要）を受けた経験があると回答しています。
- 特に女性は、約10人に1人は何度も受けていると回答しており、深刻な状況となっています。

■図表18 配偶者からの被害経験（全国）

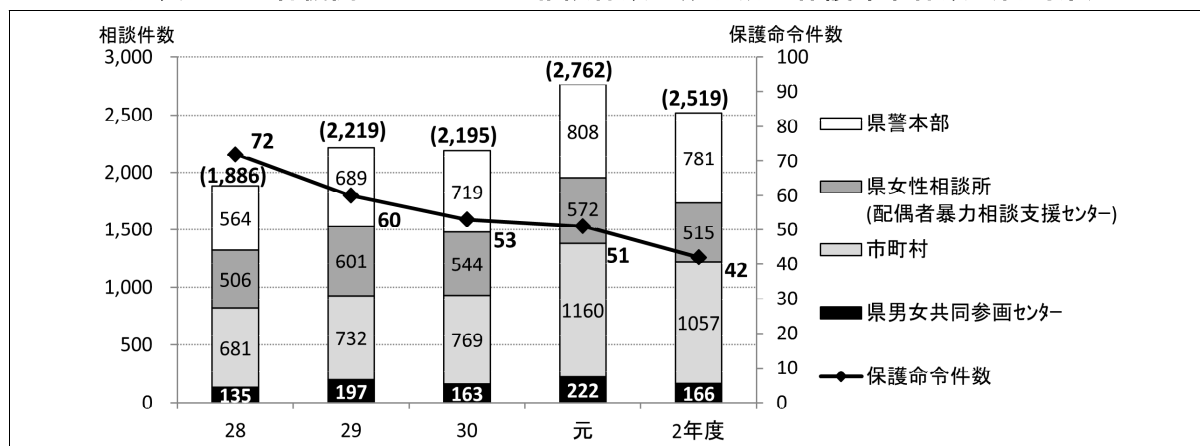


※「あった(計)」は、「何度もあった」及び「1、2度あった」の合計

資料：内閣府「令和2年度男女間における暴力に関する調査」

- 本県では、各機関における配偶者等からの暴力（DV）に係る相談件数は、年度により増減はあるものの、概ね増加傾向にあります。

■図表19 各機関におけるDV相談件数と裁判所の保護命令件数（宮崎県）



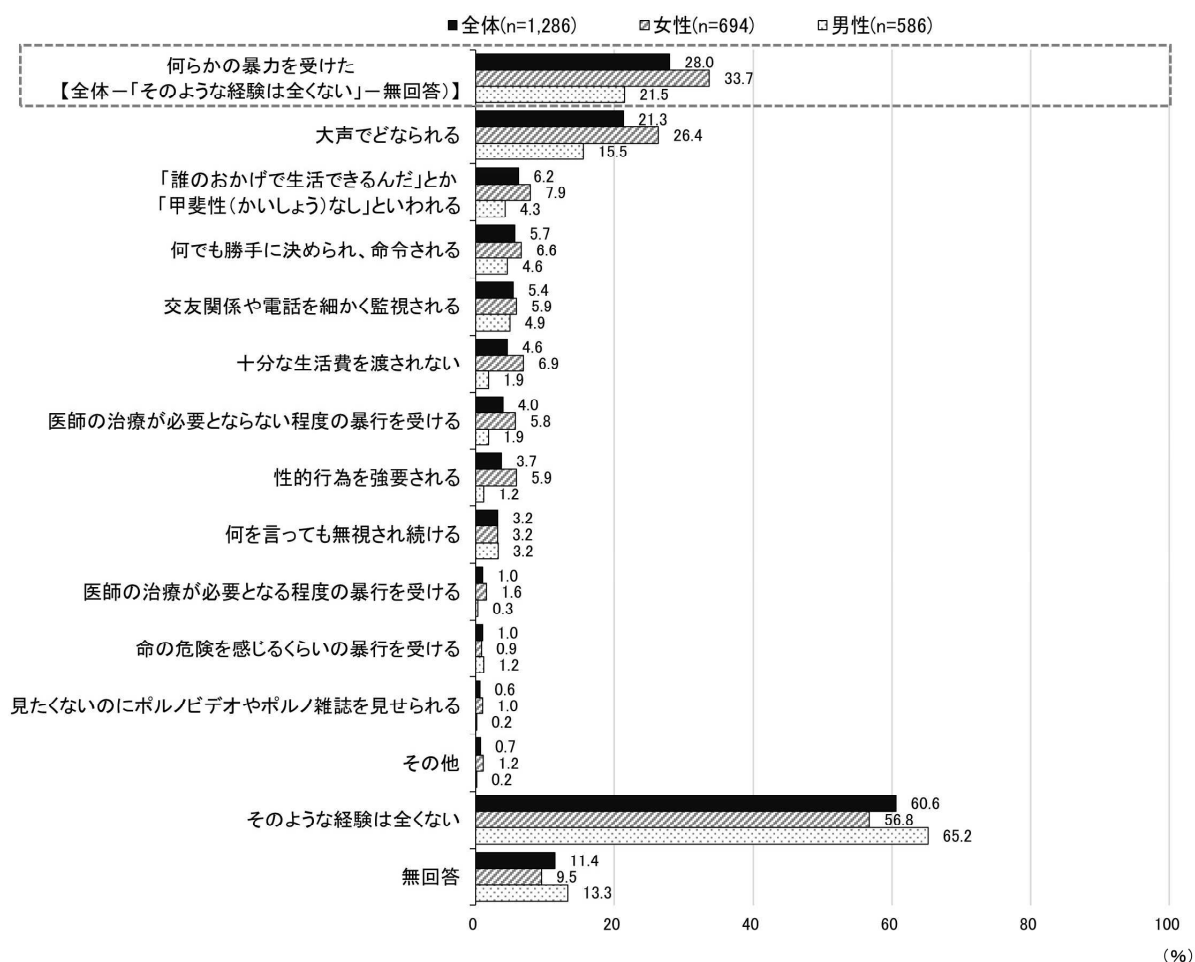
※ 保護命令件数は宮崎地方裁判所管内で発令された件数。各年。

※ 県男女共同参画センターの相談には、デートDVを含む。

資料：県生活・協働・男女参画課調べ

- 女性の3割強、男性の2割強が、夫・妻・恋人から暴力を受けた経験があると回答しており、女性では「大声でどなられる」「『誰のおかげで生活できるんだ』とか『甲斐性なし』といわれる」「十分な生活費を渡されない」が多く、男性では、「大声でどなられる」「交友関係や電話を細かく監視される」が多くなっています。

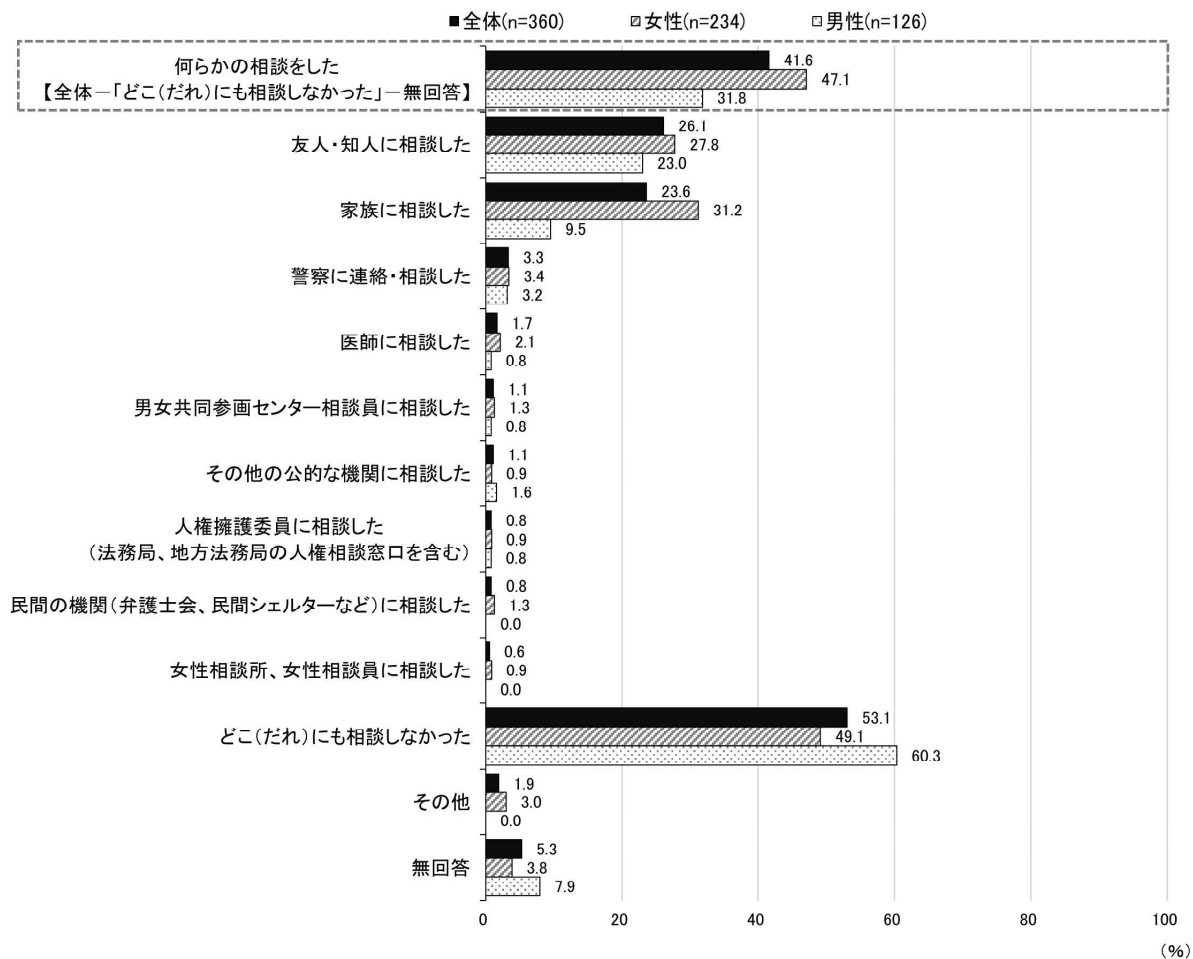
■図表 20 配偶者等から暴力を受けた経験の有無



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年）

- 配偶者等から暴力を受けたとき、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が5割を超えています。

■図表 2 1 配偶者等から暴力を受けたときの相談先（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年）

3 男女共同参画に関する県民意識

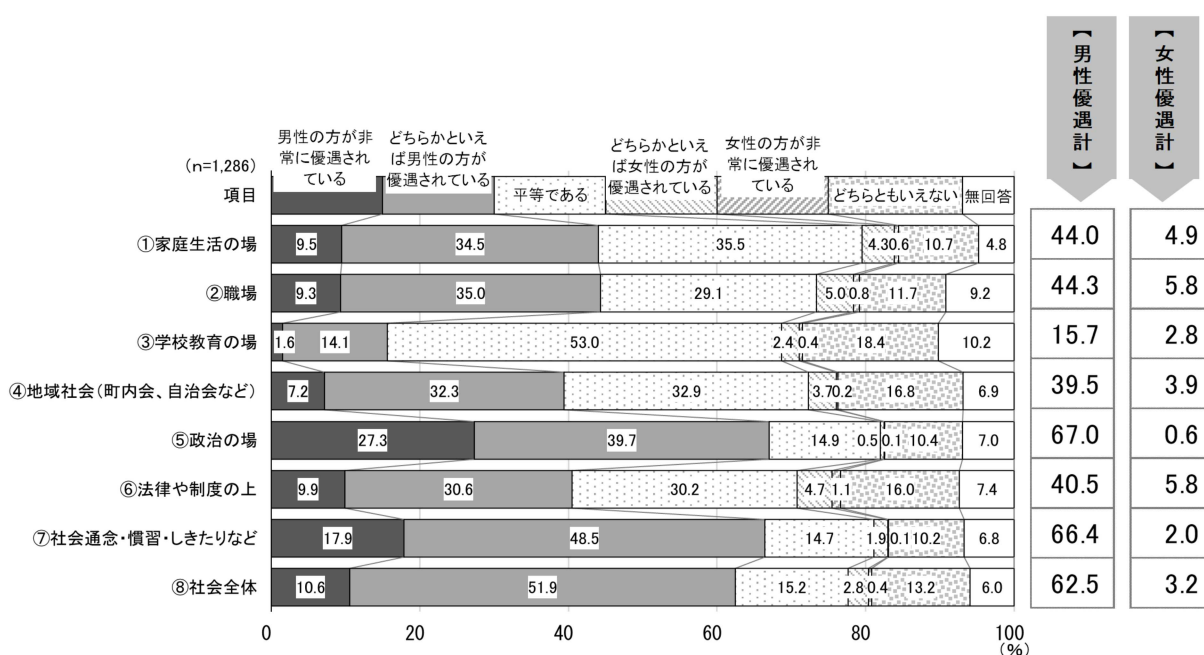
～男女共同参画社会づくりのための県民意識調査（令和2年度）結果から～

(1) 男女の平等感

○ 男女は平等になっていると思うかどうかについて、男性優遇感を持つ人（「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」においては6割を超えています。

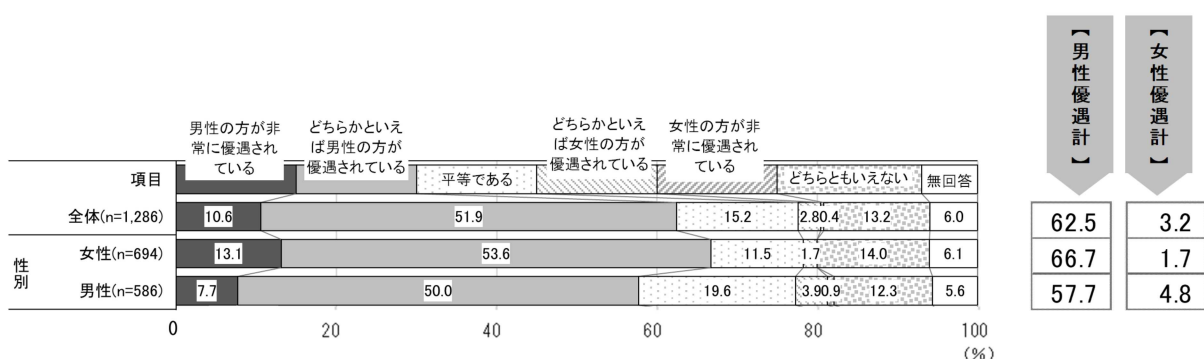
一方、「学校教育の場」においては、「平等」であると感じる人が半数を超えています。

■図表22 男女の平等感（各場面）



○ 「⑧社会全体」について、男女別に見ると、男性優遇感を持つ人の割合は、男性よりも女性の方が多くなっています。

■図表23 男女の平等感（社会全体・男女別）

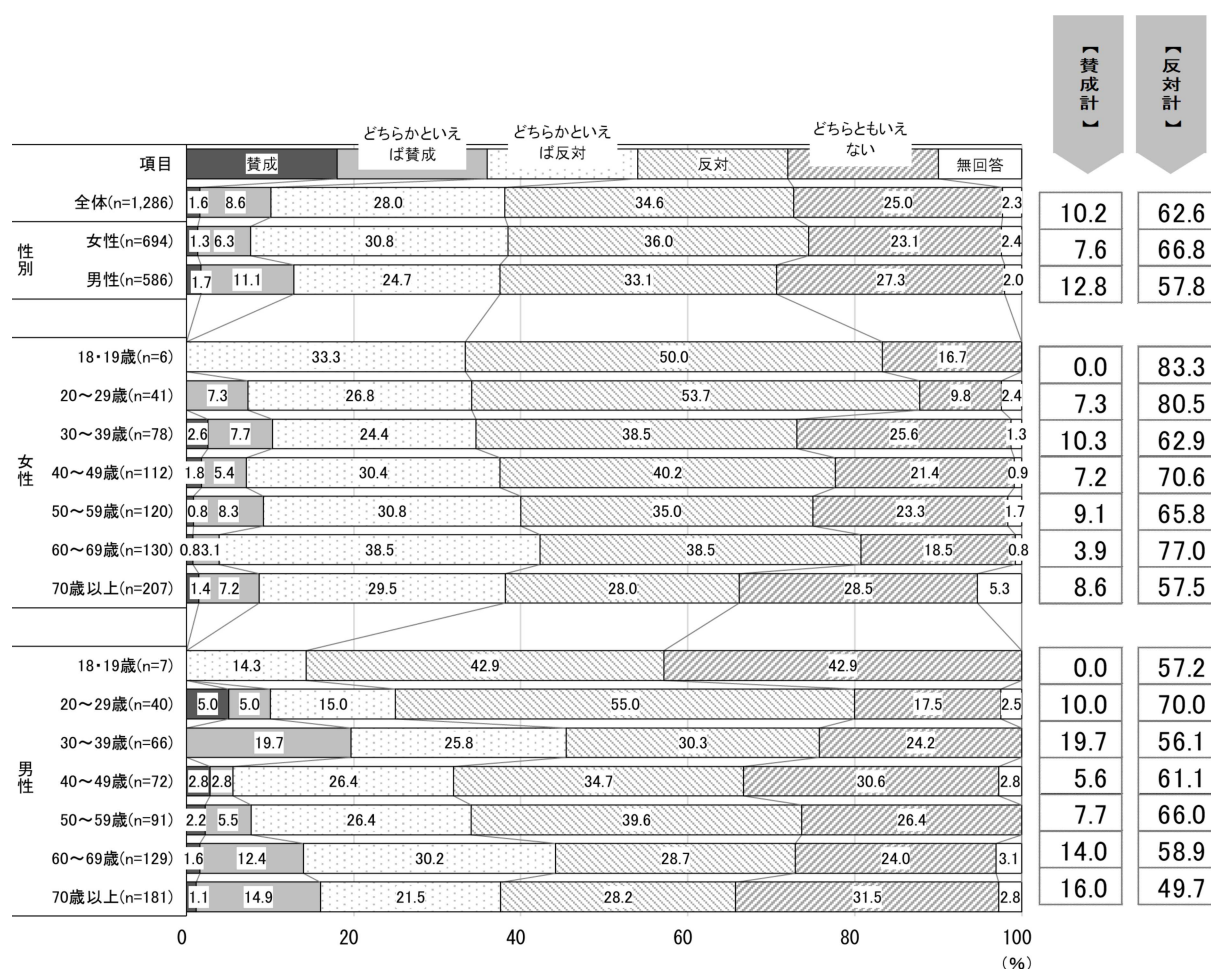


(2) 固定的性別役割分担意識

- 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別によって役割を固定する（決めつける）考え方について、「賛成」（「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の合計）と回答とした人は10.2%、「反対」（「反対」及び「どちらかといえば反対」の合計）が62.6%であり、「反対」が「賛成」を上回っています。

性別、年齢別で見ると、「賛成」と回答した人の割合は、女性より男性の方が多く、また、30歳代が他の年代より多い傾向にあります。

■図表24 男女の役割分担意識についての考え方（性別・年齢別）



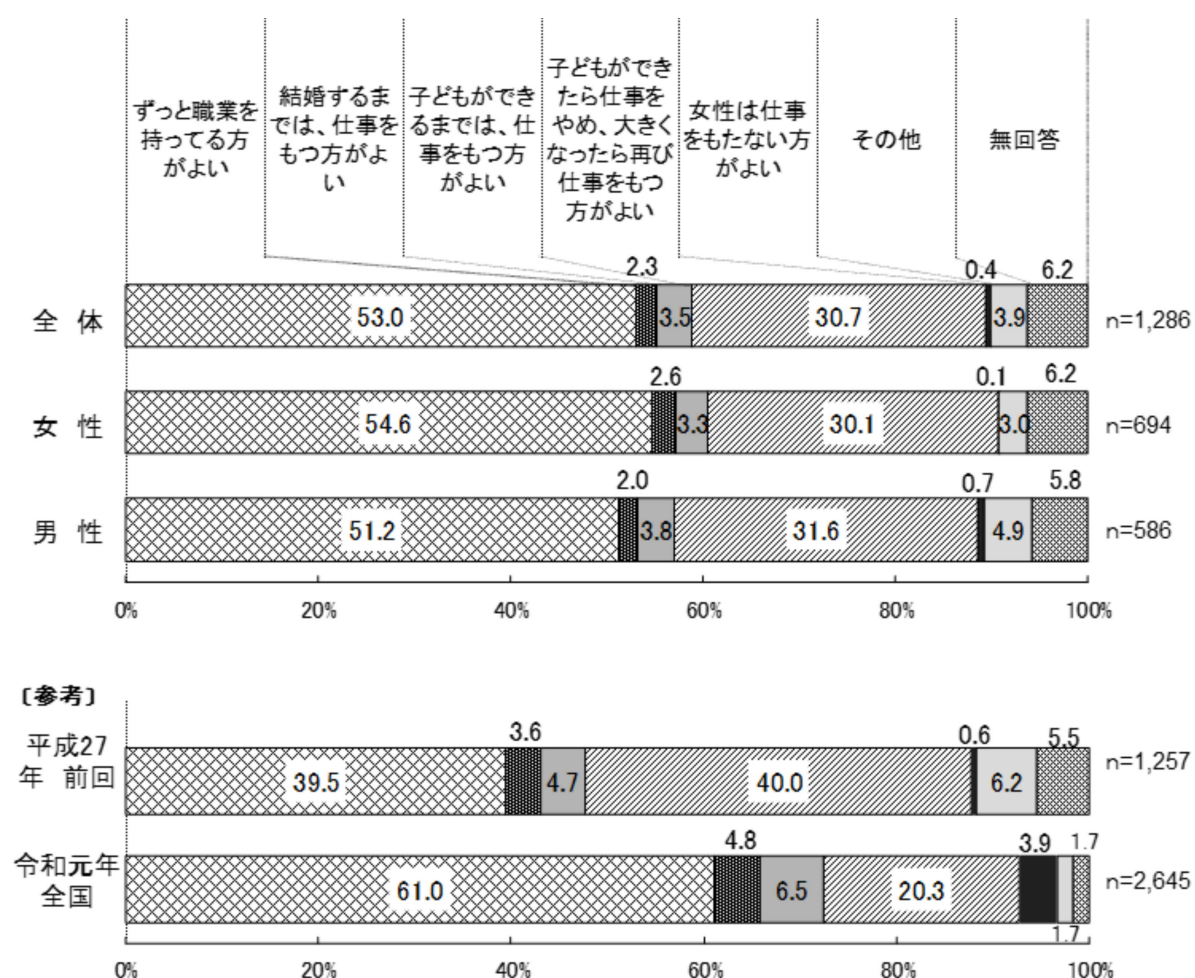
(3) 女性の就業についての意識

- 女性の働き方として、「就業継続型（ずっと職業を持っている方がよい）」を支持する人が5割強と最も多く、次いで「中断再就職型（子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい）」（3割強）となっています。

前回調査（平成27年）と比較すると、「就業継続型」が増加し、「中断再就職型」が減少しています。

また、全国と比較すると、本県では「中断再就職型」を支持する人の割合が高くなっています。

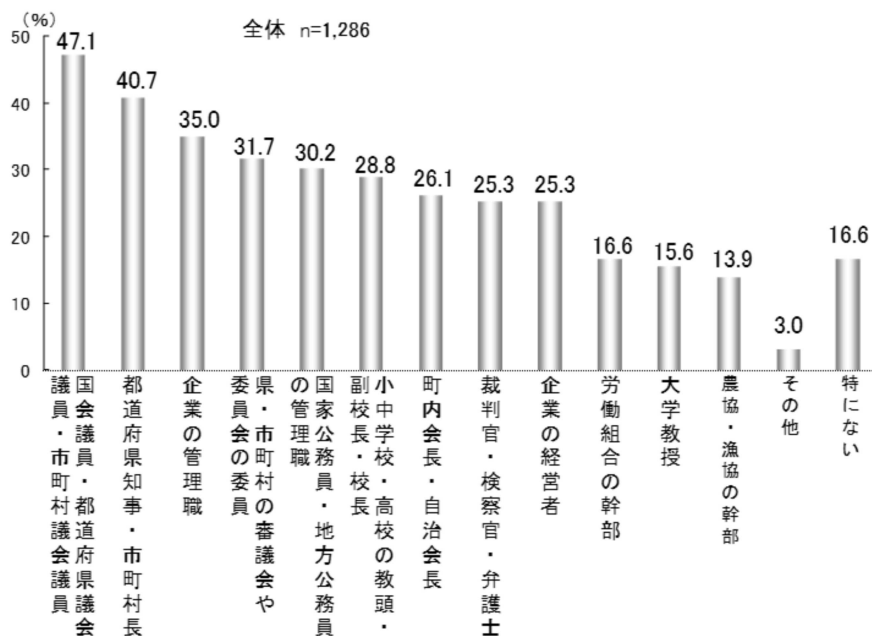
■図表 2 5 女性の就業についての意識



(4) 政策・方針決定に関する意識

- 政策・方針決定に関わる役職において、どのような分野に女性がもっと増える方がよいかについては、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」が最も高く、5割弱となっています。次いで、「都道府県知事・市町村長」、「企業の管理職」の割合が高くなっています。

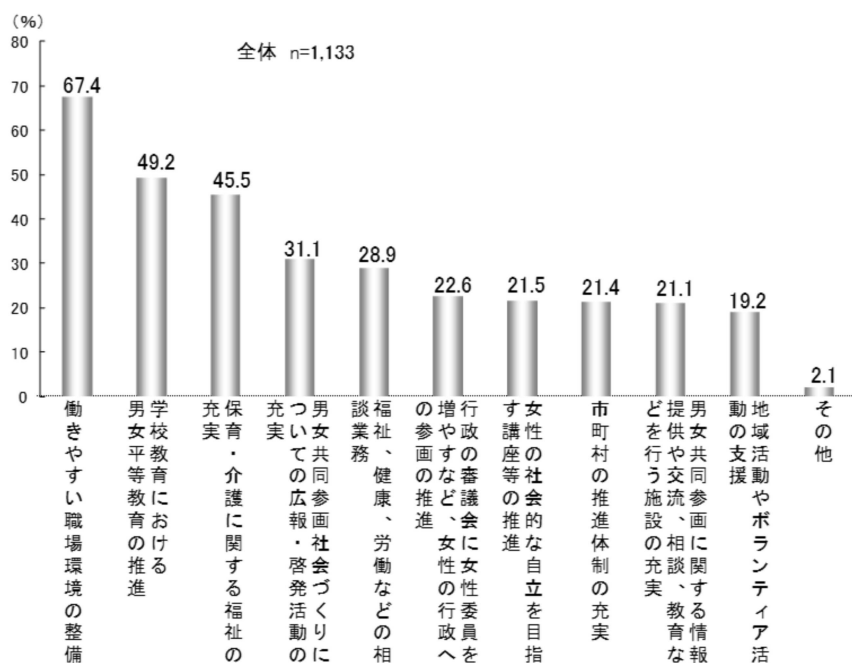
■図表 2 6 女性の社会参画



(5) 「男女共同参画社会」を実現するために県がすべきこと

- 男女共同参画社会を実現するために県がすべきこととしては、「働きやすい職場環境の整備」を望む人の割合が最も高く、7割弱となっています。また、「学校教育における男女平等教育の推進」、「保育・介護に関する福祉の充実」を望む人も4割を超えています。

■図表 2 7 「男女共同参画社会」を実現するために県がすべきこと



4 男女共同参画をめぐる最近の動き

～第3次みやざき男女共同参画プラン策定後～

1 国の動き

(1) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立

男女の候補者ができる限り均等となることなどを基本原則とし、政党が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等自主的に取り組むことや、国・地方公共団体の責務などを定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に公布・施行されました。

また、政党等がより積極的な取組を行うことを促進するため、令和3年6月に法律が一部改正されました。

(2) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限規制や、同一企業内での正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを内容とする働き方改革関連法が平成30年6月に成立し、平成31年4月から順次施行されることとなりました。

(3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

女性の職業生活における活躍を一層推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大（従業員301人以上から101人以上の企業へ拡大）、女性の活躍に関する情報公表項目の強化など、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が令和元年5月に成立し、令和2年4月から順次施行されることとなりました。

(4) 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。この計画では、指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させるため、令和7年度までの施策の基本的な方向と具体的な取組が定められました。

2 本県の動き

(1) 「宮崎県犯罪被害者等支援条例」の制定

犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めることを目的として、本条例を制定し、令和3年7月に施行しました。

(2) 「第4次DV対策宮崎県基本計画」の策定

社会情勢の変化やこれまでの取組状況を踏まえ、「第4次DV対策宮崎県基本計画」を平成31年3月策定（計画期間 平成31(令和元)年度から令和5年度までの5年間）しました。

(3) 「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」の策定

社会環境の変化や国による新しい対策の方向性・課題等を踏まえ、「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」を令和2年3月策定（計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間）しました。

(4) 「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定

改正子どもの貧困対策の推進に関する法律や国が示す大綱を踏まえ、「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を令和2年3月策定（計画期間 令和2年度から令和5年度までの4年間）しました。

トピックス 政治・経済活動等への女性の参画指数の国際比較

GGI値（ジェンダー・ギャップ指数、Gender Gap Index）とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしているもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されています。0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

2021年版の報告書によると、日本は156か国中120位であり、世界に遅れをとっています。

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
6	ナミビア	0.809
7	ルワンダ	0.805
8	リトアニア	0.804
9	アイルランド	0.800
10	スイス	0.798
11	ドイツ	0.796
12	ニカラグア	0.796
13	ベルギー	0.789
14	スペイン	0.788
15	コスタリカ	0.786
16	フランス	0.784
17	フィリピン	0.784
18	南アフリカ	0.781
19	セルビア	0.780
20	ラトビア	0.778



120	日本	0.656
-----	----	-------

※ 順位は、156か国中の順位。

資料 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」